

「家庭用セントラルヒーティング契約」

2026年4月1日実施における

2026年5月検針分から2027年3月検針分の
ガス料金算定に係るその他の供給条件

2026年4月1日実施

蒲原瓦斯株式会社

目 次

1 .	対象-----	1
2 .	適用期間-----	1
3 .	料金表-----	1
付	則-----	4

「家庭用セントラルヒーティング契約 2026年4月1日実施」における2026年5月検針分から2027年3月検針分のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「家庭用セントラルヒーティング契約 2026年4月1日実施」(以下「家庭用セントラルヒーティング契約」といいます。)に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

1. 対象

当社と家庭用セントラルヒーティング契約に基づくガスの供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまが対象となります。

2. 適用期間

2026年5月1日から2027年3月31日までに支払義務が発生するものについては、

3. 料金表に基づき料金を算定するものといたします。

3. 料金表

【冬期（11月～4月）】

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1か月につき	770.00円
--------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	158.70円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月につき	1, 056.00円
--------	------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	147.26円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月につき	3, 190.00円
--------	------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	120.58円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

【その他期（5月～10月）】

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表D 使用量が250立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月につき	770.00円
--------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	158.70円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月につき	1, 028. 50円
--------	-------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	148. 36円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月につき	1, 210. 00円
--------	-------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	146. 54円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月につき	2, 233. 00円
--------	-------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	142. 45円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2026年4月1日から実施いたします。